

胎盤等（産あい物）処理業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院（以下、「当院」という。）の施設内より排出する12週未満の死胎児ならびに出産に伴う胎盤（以下、「産あい物」という。）の処理業務についての内容を定めるものとする。

1 目的

当院の施設内より排出される産あい物について、関係法令に基づき適正に収集・運搬、焼却処理することを目的とする。なお、排出される産あい物は他の廃棄物とは区分し、丁寧に扱うものとする。

2 履行場所

神奈川県横浜市港南区港南台三丁目2番10号

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院 3階東病棟

3 委託期間

2025年4月1日から2028年3月31日（3年間）

4 業務内容

産あい物の収集・運搬・処理

- (1) 受託者は当院の施設内に産あい物が安全に保管できるよう、予め委託者が指定する場所に冷凍保存機およびその他の容器を設置する。
- (2) 産あい物の収集は毎月2回以上とする。このほか、当院からの要請があった場合には速やかに収集するものとする。
- (3) 受託者は当院の立会いの下、冷凍された産あい物を処理容器に収集する。収集の際はゴム手袋を使用する。
- (4) 受託者は産あい物処理後、適正に処理したことを速やかに管理票にて当院に報告する。
- (5) 受託者は受託者の施設内に設置されている焼却炉において、当院より処理を委託された産あい物を適正に焼却処理する。
- (6) 受託者が行う焼却処理はダイオキシン対策型焼却炉によるものとし、焼却炉のダイオキシン検査を実施した際は当院に検査結果を提出する。

5 受託資格

- (1) 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- (2) 神奈川県条例第52号「えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例」第2条の規定による許可を受けた者であること。

- (3) 神奈川県又は東京都内の400床以上の医療機関において当該業務の受託実績があること。

6 予定数量

産あい物 年間：360件／3年間：1,080件

7 受託者の責務

- (1) 受託者は業務を第三者に委託してはならない。また、請け負わせてはならない。
- (2) 受託者はこの業務の処理について当院の指示に従って速やかにこれを行い、善良な管理者の注意をもって処理するものとする。
- (3) 受託者はこの業務を行うにあたり、受託者の業務不履行により当院または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者は業務の履行に際して知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。また、利用してはならない。
- (5) 受託者は業務の着手から完了に至るまで、その業務全体の管理および使用人の行為について全ての責任を負わなければならない。

8 その他

上記に定めのない事項や変更の必要が生じた場合、当該委託業務の履行に関する疑義が生じた場合には当院および受託者の協議のうえ決定するものとする。